

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局																														
課	部活動振興室																														
契約締結日	令和5年10月12日																														
件名	名古屋市立小学校における新たな運動・文化活動運営事業実施業務委託(西区、中村区、南区、天白区)																														
概要	小学生が様々な運動・文化活動を経験する新たな運動・文化活動の運営を民間事業者へ業務委託するもの。																														
契約の相手方を選定した理由	<p>本事業については、仕様書等を踏まえた業務の円滑な実施に必要な経験・実績を有し最適な事業実施能力を持つ者と契約する必要がある、広く一般に企画提案を求める公募型プロポーザル方式を実施した。評価委員の審査結果は下記のとおり。提案者が二者あり、最低基準(※)を満たした者が一者で、その者が契約相手として相応しいと判断したため、随意契約を締結した。</p> <p>※最低基準:各評価委員の評価点の合計が満点(400点)の6割(240点)未満の場合は、最低基準を満たしていない者として選定しない。</p> <table border="1" data-bbox="427 1079 1284 1451"> <thead> <tr> <th>提案番号</th> <th>区名</th> <th>順位</th> <th>応募者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1001</td> <td rowspan="2">西区</td> <td>1</td> <td>技研・地域共育推進支援共同体</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>LCNフェローズコンソーシアム</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1002</td> <td rowspan="2">中村区</td> <td>1</td> <td>技研・地域共育推進支援共同体</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>LCNフェローズコンソーシアム</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1003</td> <td rowspan="2">南区</td> <td>1</td> <td>技研・地域共育推進支援共同体</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>LCNフェローズコンソーシアム</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1004</td> <td rowspan="2">天白区</td> <td>1</td> <td>技研・地域共育推進支援共同体</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>LCNフェローズコンソーシアム</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>			提案番号	区名	順位	応募者名	1001	西区	1	技研・地域共育推進支援共同体	—	LCNフェローズコンソーシアム	1002	中村区	1	技研・地域共育推進支援共同体	—	LCNフェローズコンソーシアム	1003	南区	1	技研・地域共育推進支援共同体	—	LCNフェローズコンソーシアム	1004	天白区	1	技研・地域共育推進支援共同体	—	LCNフェローズコンソーシアム
提案番号	区名	順位	応募者名																												
1001	西区	1	技研・地域共育推進支援共同体																												
		—	LCNフェローズコンソーシアム																												
1002	中村区	1	技研・地域共育推進支援共同体																												
		—	LCNフェローズコンソーシアム																												
1003	南区	1	技研・地域共育推進支援共同体																												
		—	LCNフェローズコンソーシアム																												
1004	天白区	1	技研・地域共育推進支援共同体																												
		—	LCNフェローズコンソーシアム																												
契約の相手方	技研・地域共育推進支援共同体																														
契約金額(円)	830,233,800																														

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局部活動振興室です。  
電話番号 052-972-4090

名古屋市立小学校における新たな運動・文化活動運営委託事業者選定評価基準

評価項目	評価の視点	素点	加重	評価点
a 業務実施体制	運動・文化活動に関する活動計画の立案及び活動実施の体制が確保されているか。	5	3	55
	活動でのトラブル・怪我・事故・災害発生等緊急を要する場合に、迅速かつ適切に対応できる体制が確保されているか。	5	4	
	事業報告書の作成・提出や本市の要望に、迅速かつ柔軟に対応できる体制か。	5	3	
	運動・文化活動に関する発表機会等参加のための引率・運営体制が確保されているか。	5	-	
b 業務履行能力	参加児童及びその保護者の情報管理・保護対策は適切か。	5	-	50
	運営スタッフへの法令等遵守（不祥事・不適切な指導等が生じないようにする）のための方策が望ましいものか。	5	-	
	統括責任者は仕様書の業務内容を踏まえた能力を有しているか。	5	-	
	運営スタッフは、仕様書の各校で実施される種目を児童へ指導できるか。	5	-	
	児童が安全に活動に参加できるよう対策は十分か。	5	2	
	保護者との連絡及び問い合わせ等、迅速かつわかりやすく行うよう対応できるか。	5	2	
c 提案内容の的確性	新たな運動・文化活動の意義・あり方を実現できるような指導を実施できるか。	5	2	30
	統括責任者と運営スタッフ間の協力や連携を取る取り組みは十分か。	5	2	
	運動・文化活動に関する指導計画の立案や運営スタッフへの教育などは十分かつ効果的か。	5	2	
d 提案内容の獨創性	安全性や指導の質を向上させるための取り組みは具体的で望ましいものか。	5	4	75
	参加児童数・複数種目への参加児童の増加を図る方策は具体的で適切か。	5	4	
	活動内容の充実の工夫があるか。振替日や通常の活動場所からの変更があった場合などでも参加児童が楽しめるようなメニューの具体案について示されているか。	5	-	
	配慮を要する児童や高学年児童が参加することを踏まえた児童らへの接し方は適切か。	5	2	
	保護者との信頼関係構築のための取り組みがあるか。	5	4	
e 提案内容の実現性	業務の遂行にあたり基本的な方針や具体的な考え方をもつとともに、実現性のある内容及び方法か。	5	4	55
	提案に対して見積の内容、見積額には整合性があり、実現可能なものか。	5	2	
	運動・文化活動に関する統括責任者及び運営スタッフを配置できるか。運営スタッフについては配置基準だけではなく、安全管理のための追加配置に対応できるか。	5	5	
f 業務履行実績	子どもへの運動・文化活動の指導と同種・類似業務の実績がどの程度あるか。件数だけでなく、実績の内容・成果より適性があるかどうかを評価する。	5	7	35
g 納本社・店舗	市内に本社又は本店を有する者であるか。	5	4	20
h 価格点	$(\text{契約上限額} - \text{評価対象者の提案価格}) \div (\text{契約上限額} - \text{有効な提案価格のうち最も低い価格}) \times \text{配点}$	5	16	80
合 計				400

## 採点方法・順位の決定方法

### 1 評価区分

#### (1) a～f の項目

区分	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分	とても不十分
素点	5	4	3	2	1	0

各項目については、評価に応じた素点に加重を乗じて得たものを評価点とする。

#### (2) g の項目

区分	市内に本店を有している	市内に本店を有していない
素点	5点	0点

### 2 順位の決定方法

(1) 各項目の評価点を事業者ごとに合計し、評価委員ごとに合計得点の高い事業者から次のとおり順位点をつける。

各委員の評価点合計の順位	順位点	備考
1位	N点	同順位がある場合は、同順位の事業者数で按分した点数とする。(端数が出た場合は、小数点以下第2位を四捨五入)
2位	N-1点	
3位	N-2点	
⋮	⋮	
N位	1点	

(2) 事業者ごとに各委員の順位点を合計し、その順位点が最も高い事業者を候補者とする。

(3) 順位点の合計が同じであった場合は、次の方法により順位を決定する。

- ① 各評価委員の評価点の合計点が高い者を上位とする。
- ② ①も同点の場合は、c、dの項目の合計が高い者を上位とする。
- ③ ②も同点の場合は、再度各評価委員から意見を聴き、順位を決定する。

### 3 最低基準

・各評価委員の評価点の合計が満点(400点)の6割未満の場合は、最低基準を満たしていない者として選定しない。

・a～eのそれぞれの項目において、過半数の委員の評価点が「0点」の場合は、最低基準を満たしていない者として選定しない。

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局		
課	部活動振興室		
契約締結日	令和5年10月12日		
件名	名古屋市立小学校における新たな運動・文化活動運営事業実施業務委託(熱田区、港区、守山区、名東区)		
概要	小学生が様々な運動・文化活動を経験する新たな運動・文化活動の運営を民間事業者へ業務委託するもの。		
契約の相手方を選定した理由	<p>本事業については、仕様書等を踏まえた業務の円滑な実施に必要な経験・実績を有し最適な事業実施能力を持つ者と契約する必要がある、広く一般に企画提案を求める公募型プロポーザル方式を実施した。評価委員の審査結果は下記のとおり。提案者が二者あり、最低基準(※)を満たした者又は見積金額が委託金額の上限を超えない提案をした者が一者で、その者が契約相手として相応しいと判断したため、随意契約を締結した。</p> <p>※最低基準:各評価委員の評価点の合計が満点(400点)の6割(240点)未満の場合は、最低基準を満たしていない者として選定しない。</p>		
	提案番号	区名	順位
2005	熱田区	1	技研・地域共育推進支援共同体
		—	LGNフェローズコンソーシアム
2006	港区	1	技研・地域共育推進支援共同体
		—	LGNフェローズコンソーシアム
2007	守山区	1	技研・地域共育推進支援共同体
		—	LGNフェローズコンソーシアム
2008	名東区	1	技研・地域共育推進支援共同体
		—	LGNフェローズコンソーシアム
【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号			
契約の相手方	技研・地域共育推進支援共同体		
契約金額(円)	1,095,437,200		

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局部活動振興室です。  
電話番号 052-972-4090

名古屋市立小学校における新たな運動・文化活動運営委託事業者選定評価基準

評価項目	評価の視点	素点	加重	評価点
a 業務実施体制	運動・文化活動に関する活動計画の立案及び活動実施の体制が確保されているか。	5	3	55
	活動でのトラブル・怪我・事故・災害発生等緊急を要する場合に、迅速かつ適切に対応できる体制が確保されているか。	5	4	
	事業報告書の作成・提出や本市の要望に、迅速かつ柔軟に対応できる体制か。	5	3	
	運動・文化活動に関する発表機会等参加のための引率・運営体制が確保されているか。	5	-	
b 業務履行能力	参加児童及びその保護者の情報管理・保護対策は適切か。	5	-	50
	運営スタッフへの法令等遵守（不祥事・不適切な指導等が生じないようにする）のための方策が望ましいものか。	5	-	
	統括責任者は仕様書の業務内容を踏まえた能力を有しているか。	5	-	
	運営スタッフは、仕様書の各校で実施される種目を児童へ指導できるか。	5	-	
	児童が安全に活動に参加できるよう対策は十分か。	5	2	
	保護者との連絡及び問い合わせ等、迅速かつわかりやすく行うよう対応できるか。	5	2	
c 提案内容の的確性	新たな運動・文化活動の意義・あり方を実現できるような指導を実施できるか。	5	2	30
	統括責任者と運営スタッフ間の協力や連携を取る取り組みは十分か。	5	2	
	運動・文化活動に関する指導計画の立案や運営スタッフへの教育などは十分かつ効果的か。	5	2	
d 提案内容の独創性	安全性や指導の質を向上させるための取り組みは具体的で望ましいものか。	5	4	75
	参加児童数・複数種目への参加児童の増加を図る方策は具体的で適切か。	5	4	
	活動内容の充実の工夫があるか。振替日や通常の活動場所からの変更があった場合などでも参加児童が楽しめるようなメニューの具体案について示されているか。	5	-	
	配慮を要する児童や高学年児童が参加することを踏まえた児童らへの接し方は適切か。	5	2	
	保護者との信頼関係構築のための取り組みがあるか。	5	4	
e 提案内容の実現性	業務の遂行にあたり基本的な方針や具体的な考え方をもつとともに、実現性のある内容及び方法か。	5	4	55
	提案に対して見積の内容、見積額には整合性があり、実現可能なものか。	5	2	
	運動・文化活動に関する統括責任者及び運営スタッフを配置できるか。運営スタッフについては配置基準だけではなく、安全管理のための追加配置に対応できるか。	5	5	
f 業務履行実績	子どもへの運動・文化活動の指導と同種・類似業務の実績がどの程度あるか。件数だけでなく、実績の内容・成果より適性があるかどうかも評価する。	5	7	35
g 本社・店舗	市内に本社又は本店を有する者であるか。	5	4	20
h 価格点	$(\text{契約上限額} - \text{評価対象者の提案価格}) \div (\text{契約上限額} - \text{有効な提案価格のうち最も低い価格}) \times \text{配点}$	5	16	80
合 計				400

## 採点方法・順位の決定方法

### 1 評価区分

#### (1) a～f の項目

区分	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分	とても不十分
素点	5	4	3	2	1	0

各項目については、評価に応じた素点に加重を乗じて得たものを評価点とする。

#### (2) g の項目

区分	市内に本店を有している	市内に本店を有していない
素点	5点	0点

### 2 順位の決定方法

(1) 各項目の評価点を事業者ごとに合計し、評価委員ごとに合計得点の高い事業者から次のとおり順位点をつける。

各委員の評価点合計の順位	順位点	備考
1位	N点	同順位がある場合は、同順位の事業者数で按分した点数とする。(端数が出た場合は、小数点以下第2位を四捨五入)
2位	N-1点	
3位	N-2点	
⋮	⋮	
N位	1点	

(2) 事業者ごとに各委員の順位点を合計し、その順位点が最も高い事業者を候補者とする。

(3) 順位点の合計が同じであった場合は、次の方法により順位を決定する。

- ① 各評価委員の評価点の合計点が高い者を上位とする。
- ② ①も同点の場合は、c、dの項目の合計が高い者を上位とする。
- ③ ②も同点の場合は、再度各評価委員から意見を聴き、順位を決定する。

### 3 最低基準

・各評価委員の評価点の合計が満点(400点)の6割未満の場合は、最低基準を満たしていない者として選定しない。

・a～eのそれぞれの項目において、過半数の委員の評価点が「0点」の場合は、最低基準を満たしていない者として選定しない。